

行政効率化推進計画

平成16年6月15日
行政効率化関係省庁連絡会議
平成17年6月30日改定
平成18年8月29日改定
平成19年7月2日改定
平成20年12月26日改定

平成16年2月5日に、行政の無駄を省き、「簡素で効率的な政府」を実現するため、内閣に行政効率化関係省庁連絡会議（以下、連絡会議という。）を設置し、総理の指示を受け、同6月15日には、納税者の視点に立って、有識者やさらに直接国民の声を聞くなどの工夫をしながら、各府省毎に作成した行政効率化推進計画を連絡会議において取りまとめたところである。また、同計画については、毎年度見直しを行い、取組実績のフォローアップを行っている。

行政支出総点検会議による「指摘事項」（平成20年12月1日）を踏まえ、これまでの取組を一層徹底するため、各府省において行政効率化推進計画の改定が行われた。連絡会議においては、これらの計画を以下のとおり取りまとめる。

1. 基本的考え方

我が国の行政については、危機的な財政事情の下で、国際化、IT化、少子高齢化等の社会の変化に対応した新たな行政ニーズが着実に増大し、同時に、行政サービスの質的向上も求められている。

他方、民間においては、90年代末以降、徹底した経費節減への取組を強化してきている。

このような環境において、各府省は、納税者の視点に立って、改めて所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行い、概算要求、機構・定員及び予算執行に反映する必要がある。

なお、各府省は、所管の独立行政法人等に対しても、それぞれの取組を参考にしつつ、効率化を進めるよう要請する。

また、各地方公共団体に対しては、自らの行政の効率化に積極的に取組むに当たって、本計画における国の取組も十分参考にしよう周知を図る。

2. 主要な取組

各府省は、各々所管する行政の特性を踏まえつつ作成した、別添の各府省別行政効率化推進計画に基づき、行政効率化を推進する。

関係府省に共通する主要な取組を整理すると、以下のとおりである。

※今年度の計画改定における主な追加部分は下線を付している。

(1) 公用車等の効率化

各府省の保有する公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）について、職員運転手の雇用問題に留意しつつ、稼働率の向上、職員自身の運転による移動、公共交通機関の活用、通勤時の送迎の縮減を推進することにより、平成25年度までに約890台削減する。

公用車の削減に当たっては、職員運転手の退職後不補充・配置転換、運転業務の民間委託の停止を行うとともに、研修やOJTを実施することにより職員運転手の事務職等への転換を進める。また、職員運転手は待機時間に他の業務（車両管理その他の現業的業務、事務の補助的業務等）に従事することとし、人材の有効活用を図る。

業務用車（各府省が保有する公用車以外の車両で、3、5、7ナンバーのもの）については、国民に対する行政サービスの低下や業務の効率的な遂行に支障をきたさないといった点にも留意しつつ、使用頻度の低い業務用車について管理している官署内の他の業務用車との利用の統合、公共交通機関の活用等を推進することにより、平成25年度までに約1,790台削減する。（このうち、国土交通省分については、同省において、平成22年度までに公用車及び業務用車併せて910台削減することとしており、現段階ではその内訳について精査中であることから、910台を業務用車の削減数に計上している。）

運転手付の業務用車の車両管理業務については、業務の安全性、効率性などの観点から真に必要な場合に限定するとともに、車両運行方法の徹底的な見直しを行い、職員による運転を拡大する。

また、各府省が保有する車両について、以下の取組を進めることにより、一層の効率化を図る。

- ・ 車両の用途などを精査し、車種・車格について普通車等からより安価な小型車や軽自動車に切り替え可能な場合等には、買い替え、又は、他の官署で削減予定の車両の中から対応する車両を充てるほ

か、リース車両も活用する。

- ・ 部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上、タクシー等の経費の削減を図る。
 - ・ 運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、レンタカーの利用、タクシー等の公共交通機関の利用に切り替える。その際、鉄道・バスの利用促進のためIC乗車券の導入を検討する。
 - ・ 業務の実態を踏まえ、可能な限り、軽自動車や低排気量車への切り替えを行う。
 - ・ アイドリングストップ等のエコドライブの推進やハイブリッド車その他の低公害車の導入等により燃料費を節減する。また、地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。
 - ・ 交通安全教育を実施する。また、必要に応じETCを導入し割引料金の活用、業務の効率化を進める。
- なお、独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

（公用車）

- 各府省の保有する公用車（運転手付きで専ら人の移動用の庁用乗用自動車）については、平成21年度予算案において、公用車を137台削減することとし、平成15年3月末から平成21年度にかけて、合計510台の削減を図る。
 - ・ 平成21年度予算における削減効果 ▲3,279百万円
（人件費を除く削減効果 ▲351百万円）

（業務用車）

- 各府省の保有する業務用車（各府省が保有する公用車以外の車両で、3、5、7ナンバーのもの）については、平成20年3月末から平成21年度にかけて、合計381台（注）の削減を図る。
 - ・ 平成21年度予算における削減効果 ▲257百万円
- （注）国土交通省分の業務用車については、平成22年度までに公用車及び業務用車併せて910台を削減できるものから直ちに削減することとしており、削減年度及び削減台数が現時点では確定していないことから、含まれていない。

(2) 公共調達の効率化

1 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

① 公共工事

- ・ 予定価格が2億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、平成18年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

また、予定価格が2億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める。

さらに、一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

- ・ 平成20年度以降に新規に発注する公共工事において、原則として、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を実施するとともに、毎年度の総合評価方式の実施状況を公表する。
- ・ 入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続の改善のために必要な取組を行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。
- ・ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を図るため、入札ボンド、多段階審査等、第三者機関の活用その他の一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備を進める。
- ・ 官庁営繕に関して、特段の事情がない限り遅くとも平成20年度末までに、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等のために必要な措置を講じる。

② 公共工事以外

- ・ 公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施する場合において

は、原則として、一般競争入札によることとし、各府省ごとに一般競争入札による調達割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

- ・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。
- ・ 公共工事以外の公共調達について、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。
- ・ 事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により、物品、役務等の一括調達の推進等を図る。
 - ア 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。特に消耗品3品目（コピー用紙、トナー類及び文具用品類）は、調達事務の集約化等を行うとともに、集約化等を行ってもなおかえってコストが高くなる場合を除き、3品目とも単価契約による調達を行う。
 - イ 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
 - ウ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付することができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。
 - エ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。
 - 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。特に清掃業務及び蛍光管類は、全ての合同庁舎で一括調達する。
 - 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行なわないですむよう事務の省力化方策について検討する。

- 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。
- ・ 事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次により、調達事務の集約化を推進する。
 - ア 同一機関内に複数の調達機関を設置している府省や複数の調達機関が同一敷地内等に所在している府省は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進する。
 - イ 地方支分部局等を設置している府省にあっては、地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。
 - ウ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。（再掲）

≪主要な取組実績≫（平成20年12月現在） （公共工事）	
○ 予定価格が2億円未満の工事における一般競争方式の導入。 〔6千万円以上（国土交通省、文部科学省）、9千万円以上（農林水産省）等〕	
○ 平成20年度より少なくとも政府調達協定対象工事について原則入札ボンドの導入、対象範囲の拡大。	
（公共工事以外）	
○ 事務用品の一括調達の推進	
・ 平成21年度予算における削減効果	▲3,389百万円
（このうち単価契約による調達分	▲1,079百万円）
○ 合同庁舎単位での一括調達の推進	
・ 平成21年度予算における削減効果	▲559百万円

2 適切な競争参加資格の設定等

- ・ 実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。
 - ア 受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す。
 - イ 発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。
 - ウ 受注実績が無くても入札に参加できるよう、業務のマニユア

ル化を進める。

エ 参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る。

オ 長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する。

カ 契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。

・ 各府省に設置された入札・契約の監視を行う第三者機関においては、応札者又は応募者が1者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。

・ 総合評価方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。

・ 公共工事については、工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。また、優れた企業による競争を促進するため、工事成績データベースを構築・活用するとともに、民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止することとし、義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。

・ 官庁営繕に関して、特段の事情がない限り遅くとも平成20年度末までに、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等のために必要な措置を講じる。（再掲）

・ 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

○ 優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを構築し、活用を推進。工事成績が一定以下の業者について

競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映。(国土交通省等)

3 民間の技術力の活用

- ・ 公共工事について、施工に当たり高度な技術を要する等の場合においては、設計と施工の発注のあり方を十分検討し、設計・施工一括発注方式、詳細設計付発注方式等を活用する。
- ・ 公共工事について、発注者の体制、能力を補完する必要がある場合には、設計・施工一括発注方式を採用する場合も含め、CM方式（コンストラクション・マネジメント方式）等を活用する。

4 予定価格の適正な設定

- ・ 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。
- ・ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行する。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

- 「ユニットプライス型積算方式」については、平成20年度は舗装工等について全面試行するとともに、河川維持工等について試行に着手（国土交通省）。管水路工事及び開水路工事について試行実施（農林水産省）。その他の省庁においても、試行に向けて検討を実施。

5 随意契約の見直し等

① 随意契約の見直し

- ・ 各府省は、随意契約について、各府省が策定した「随意契約見直し計画」に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行する。移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とする。平成20年度以降、競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を公表する。
- ・ 実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。(再掲)
 - ア 受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのな

いよう、入札参加資格を見直す。

イ 発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。

ウ 受注実績が無くても入札に参加できるよう、業務のマニュアル化を進める

エ 参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る。

オ 長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する。

カ 契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。

- ・ 各府省に設置された入札・契約の監視を行う第三者機関においては、応札者又は応募者が1者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。(再掲)
- ・ 総合評価方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。(再掲)

② 随意契約の適切な運用

- ・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行う。
- ・ 随意契約のうち少額随契以外のものについては、各府省のホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等を公表する。特に、契約の相手方が所管の公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載するものとする。
- ・ 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努める。
- ・ 各府省の内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。
- ・ 平成19年1月に各府省が作成した「随意契約見直し計画(改訂)」にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。
- ・ 本省において、「随意契約見直し計画(改訂)」の対象となっている契約を中心に、府省全体の入札・契約の状況を定期的に把握する。
- ・ 本省ですべての随意契約を一括して公表している場合を除き、

本省の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局、地方支分部局の随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ（随意契約公表ゲートウェイ）により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高める。

- ・ 各府省において見直された随意契約に係る決裁体制により、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。

なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行う。

- ・ 少額随契による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

○ 「随意契約見直し計画」（平成19年1月改訂）の内容

- ・ 競争性のない随意契約
3兆3,817億円 ⇒ 1兆2,416億円（▲2兆1,401億円、63%減）
- ・ 平成21年度予算における削減効果 ▲666億円
（主な具体例）
 - ・ 情報システム及びコピー機等の借料に係る経費（防衛省）
▲4,167百万円
 - ・ 国内米および輸入米の運送・保管に必要な経費（農林水産省）
▲464百万円

6 落札率1事案への対応等

- ・ 各府省ごとに、公共調達（国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第31条の方式による米穀等及び麦等の買入れに係るものを除く。）について、落札率を一覧表にして毎年度公表する。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。

- ・ 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に努める。(再掲)
- ・ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。
- ・ 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。(再掲)
- ・ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。

7 国庫債務負担行為の活用

- ・ コピー機、パソコン等の物品について、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。
- ・ 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。

《主要な取組実績》(平成20年12月現在)

○ 国庫債務負担行為による複数年契約の拡大

- ・ 平成21年度予算における削減効果 ▲101百万円

8 その他

- ・ 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。(過剰仕様等の排除)
- ・ 電話料金の割引制度の活用を図る。
- ・ 電力供給契約は、契約電力50kw以上の契約全てについて入札を実施する(ただし、当面、沖縄県内を除く。)。(省CO2化の要素を考慮した方式について、裾切り方式の一層の活用推進を図るとともに、総合評価方式落札方式の検討を進める。)
- ・ 電力供給契約の入札を実施する。(省CO2化の要素を考慮した方式について検討を進める。)
- ・ 電子入札システムの活用を図る。
- ・ 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E

ＳＣＯ事業導入の検討等を進める。

- ・ 競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努める。
- ・ 各府省は、各府省の組織令等に基づき会計の監査を行う際に、年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行うこととする。
- ・ 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、各府省における各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

○ 電力供給契約の入札実施

- ・ 平成21年度予算における削減効果 ▲337百万円

（３）公共事業のコスト構造改善

公共事業のコスト構造改善については、従来からのコスト縮減のための取組を継続・発展させ、コストと品質の観点から公共事業を抜本的に改善し、良質な社会資本を効率的に整備維持するために平成20年5月に策定された「公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、総合的なコスト構造改善に向けた取組を推進することとする。当該プログラムに基づき、事業のスピードアップ、計画・設計・施工の最適化、維持管理の最適化及び調達の最適化に向けての施策を実施し、平成20年度から5年間で、平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率を達成することを目標とする。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

- 平成15年9月に策定した「公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標として公共事業のコスト縮減に努めてきたが、最終年度である平成19年度に

おける総合コスト縮減率は、14.0%となった。

- ・ 平成19年度における縮減効果 ▲7,195億円

○ 主な具体例は以下のとおり。

(工事コストの低減)

- ・ 橋梁区間の分割・縮小によるコスト縮減
- ・ 竹割り型構造物掘削工法の採用によりコスト縮減

(ライフサイクルコストの縮減)

- ・ ステンレス鋼ライニングの採用による将来の維持管理費の縮減
 - ・ 杉チップによるバイオ式浄化システムの採用
- (計画・設計から管理までの各段階における最適化)
- ・ トンネル補修工法の見直しによるコスト縮減
 - ・ 梱包機付き草刈り機の導入によるコスト縮減

(4) 電子政府関係の効率化

1 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化

各府省に共通する業務・システム(20分野)及び個別府省の業務・システム(67分野)について、民間等の先行事例も参考としつつ、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を推進する。

その際、各々の最適化計画に示された運用経費の削減及び業務処理時間の削減を最低限の削減目標とし、それ以上の削減効果を目指す。このため、業務・システムの最適化推進に当たりより効果的なものとするため、実施内容について不断に改善・見直しを行うものとする。

ア. 各府省に共通する業務・システム

① 業務・システムの最適化

- ・ 各府省に共通する業務・システムについて、各業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に業務の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化の実施に当たっては、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示する。

② 行政組織等の減量・効率化

- ・「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務（人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、旅費等の業務）については、業務全体として、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の削減を行う。
- ・旅費、物品調達、物品管理、謝金・諸手当等の行政内部の管理業務について、「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」に基づき、業務改革（BPR）を積極的に推進し、2年以内に府省共通のシステム化を目指す。特に旅費業務については、「旅費業務に関する標準マニュアル」に沿って、規程類の標準化、判断基準の統一化を図りつつ、決裁階層の大幅な簡素化、ペーパーレス化の徹底等を実施する。
- ・その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

イ. 個別府省の業務・システム

① 業務・システムの最適化

- ・旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、各業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化の実施に当たっては、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示する。
- ・また、旧式（レガシー）システムについては、システム構成、調達方法等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。

② 行政組織等の減量・効率化

- ・可能な限り早期に業務・システムの最適化を実施することにより、業務の効率化、合理化を図る。特に、旧式（レガシー）システムについては、業務・システムの最適化による定員の大幅な削減等の減量・効率化を図る。
- ・また、最適化の実施に伴う新システムへの実際の移行に当たっては、更なる業務の見直しを行う。なお、最適化の実施に先立って見直しの可能な業務については、できる限り早期に見直しに取り組む。

2 オンライン化の推進とそれに対応した減量・効率化

ア. オンライン化の推進

- ・平成 22 年度（2010 年度）までに利用率 50%以上の目標を確実に達成するため、関係府省において、「オンライン利用拡大行動計画」に基づき、手数料の引下げ等経済的インセンティブの向上、認証基盤の抜本的な普及拡大、添付書類の削減、窓口サービスの向上等オンライン利用促進に向けた取組を着実に推進し、利用率の向上及び業務の効率化を図る。

イ. オンライン化に対応した減量・効率化

- ・オンライン化による減量・効率化の実をあげるため、手続の削減、統合、添付書類の削減・廃止・電子化等の簡素化・合理化を行う。特に利用促進対象手続及び重点手続については、思い切った簡素化・合理化を行う。併せて、紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。
- ・電子入札について、公共事業支援統合情報システム（CALS／EC）を始めとした情報通信技術の活用などにより、全面的な実施を推進する。

3 その他の効率化

- ・「情報システムに係る政府調達の基本指針」に沿って調達を進めるとともに、業務の見直しを先行して実施することにより、効率的なシステム化を図るものとする。また、調達仕様書の作成に当たり専門家の意見を取り入れるなど、できる限り支出を節減するものとする。
- ・霞が関WANで提供されている共通情報検索システムについて引き続き正確性の一層の向上を図り、法案作成等の業務の効率化に資するものとする。
- ・法規集や例規集（加除式のものを含む）等については、費用対効果等も勘案し、電子化されているCD-ROM等の導入を図り、行政のペーパーレス化（電子化）に資するものとする。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

1 業務・システム最適化と行政組織等の減量・効率化

- 各府省に共通する業務・システムについては、全 20 分野について最適化計画を策定済（平成 20 年末時点）（最適化実施による運用経費の削減効果：計約 287 億円）。

- ・ 21 年度予算における削減効果 ▲102 億円

(参考) 主な府省共通業務・システムの最適化計画の実施による経費及び業務処理時間の削減効果(試算値)は以下のとおり。

- ・「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」
▲約5.6億円の経費削減(年間)、約1,156,880時間(年間延べ)の業務処理時間削減
- ・「霞が関WAN及び政府認証基盤(共通システム)の業務・システム最適化計画」
▲約8.6億円の経費削減(年間)、約6,400時間(年間延べ)の業務処理時間削減
- ・「文書管理業務の業務・システム最適化計画」
▲約11億円の経費削減(年間)、約6,650時間(年間延べ)の業務処理時間削減
- ・「予算・決算業務の業務・システム最適化計画」
▲約23.5億円の経費削減(年間)、約156,240時間(年間延べ)の業務処理時間削減
- ・「研究開発管理業務の業務・システム最適化計画」
▲約4.3億円の経費削減(年間)、約278,200時間(年間延べ)の業務処理時間削減

○ 旧式(レガシー)システム等個別府省の業務・システムについては、「登記情報システム」(法務省)、「特許庁業務・システム」(経済産業省)、「気象資料総合処理システム等」(国土交通省)など、67の分野のうち64の分野について最適化計画を策定済(平成20年末時点)(最適化実施による運用経費の削減効果:計約901億円)。残りの3分野についても、本年度末を目途に計画を策定予定。

- ・ 21年度予算における削減効果 ▲580億円

(参考) 主な個別府省業務・システムの最適化計画の実施による経費及び業務処理時間の削減効果(試算値)は以下のとおり。

- ・「登記情報システムの業務・システム最適化計画」(法務省)
▲約135.1億円の経費削減(年間)、約2,113,000時間(年間延べ)の業務処理時間削減

- ・「国税関係業務の業務・システム最適化計画」（財務省）
▲約 141 億円の経費削減（年間）、約 705,200 時間（年間延べ）の業務処理時間削減
- ・「社会保険業務の業務・システム最適化計画」（厚生労働省）
▲約 300 億円の経費削減（年間）、約 17,888,000 時間（年間延べ）の業務処理時間削減
- ・「職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画」（厚生労働省）
▲約 102 億円の経費削減（年間）、約 616,660 時間（年間延べ）の業務処理時間削減
- ・「特許庁業務・システムの最適化計画」（経済産業省）
▲約 66.5 億円の経費削減（年間）、約 55,410 時間（年間延べ）の業務処理時間削減

○ 行政組織等の減量・効率化については、上記の外、「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成 21 年度減量・効率化方針）」等に沿って、業務・システムの最適化等を通じた業務の合理化を進めている。

（参考）内部管理業務の効率化・合理化と、業務・システムの最適化等を通じた平成 21 年度における主な合理化効果は以下のとおり。

- | | |
|---------|--------|
| ・ 法務省 | ▲161 人 |
| ・ 財務省 | ▲467 人 |
| ・ 厚生労働省 | ▲427 人 |
| ・ 農林水産省 | ▲295 人 |
| ・ 国土交通省 | ▲168 人 |
| ・ 防衛省 | ▲133 人 |

2 オンライン化の推進とそれに対応した減量・効率化

○ 各府省において「オンライン利用拡大行動計画」に基づき、利用率の向上及び業務の効率化を進めている。

（参考）オンライン利用率の向上に伴う平成 21 年度における主な合理化効果は以下のとおり。

- | | |
|-------|--------|
| ・ 法務省 | ▲88 人 |
| ・ 財務省 | ▲150 人 |

(5) アウトソーシング

アウトソーシングについては、ガバナンスに留意しつつ、各府省共通的に取り組もうる①施設・設備等の管理業務（庁舎の警備・清掃、公務員宿舎の管理人業務等）、②庁内LAN等の情報システムの管理業務、③公用車の運転業務、④電話交換業務、⑤文書等の梱包・発送業務、⑥新聞記事のクリッピング業務、⑦会議運営業務における事前準備、速記録作成、通訳等定型的業務、⑧国家試験運営業務における願書收受等定型的業務、⑨地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務、⑩職員研修業務等について、先進的な取組事例等の各府省への拡大等により、一層推進するほか、各府省固有の事務・事業についても、積極的に推進し、効率化を図る。

また、これらの取組と併せて、以下の取組を進める。

- ・ 施設・設備等の管理業務、電話交換業務、地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務について、現業職員の退職時不補充を徹底する。
- ・ ホームページの作成・管理業務について、原則として職員が更新作業を行う。地方部局のホームページは運営を本省と統合するとともに、サーバの統合を行う。

また、PFIについては、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進する。

市場化テストについては、公共サービス改革法に基づき、統計調査、徴収、公物管理、施設・研修等、内部管理業務等の分野について、民間事業者の創意工夫を最大限発揮させる観点から、複数年契約化、事業の包括性に留意しつつ、対象事業を積極的に選定する。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

（アウトソーシング）

- ・ 平成21年度予算における削減効果 ▲4,451百万円 ▲334人
（注）職員減は平成21年度における合理化分である。

○ 主要な外部委託事業の平成21年度予算における削減効果は以下のとおり。

- ・ 宮内庁 電話交換業務等 ▲37百万円
- ・ 公正取引委員会 職員研修業務等 ▲1百万円
- ・ 総務省 庁舎管理業務等 ▲262百万円

- ・ 法務省 矯正施設等の総務系業務等 ▲2,512 百万円
地方入国管理官署の窓口受付業務等 ▲178 百万円
司法試験等実施事務 ▲64 百万円
庁舎管理業務等 ▲272 百万円
- ・ 外務省 広報関連業務等 ▲149 百万円
- ・ 財務省 合同宿舎管理業務 ▲182 百万円 ▲5 人
- ・ 国土交通省 航空交通管制機器等の保守業務
▲418 百万円 ▲53 人
北海道開発局の現場技術業務、道路巡回業務等
▲102 人
航路標識の保守業務等 ▲19 人
- ・ 環境省 電話交換業務等 ▲2 百万円
- ・ 防衛省 自衛隊部隊等の技能・労務職員実施業務
▲208 百万円 ▲155 人

(市場化テスト)

- ・ 市場化テストによる経費削減効果 ▲約 80 億円
- 主要な市場化テスト対象事業における経費削減効果（年間）は以下のとおり。
- ・ 国民年金保険料の収納事業（平成 19 年 10 月開始、平成 20 年 10 月開始） ▲73.9 億円
 - ・ 登記事項証明書等交付等事務（平成 20 年 4 月開始） ▲4.6 億円

(6) IP 電話の導入等通信費の削減

通信費の削減を図るため、IP 電話を本省及び地方支分部局に導入する。導入済の府省は、導入回線数及び導入済の部局数をそれぞれ拡大する。

さらに、これらの取組と併せて、電話料金の各種割引制度の活用をはじめ通信費の削減に資する取組を進める。マイライン割引、一括請求割引及び長期契約割引の全ての電話料金割引サービスを、本省及び地方支分部局に導入する。導入済の府省は、導入済の部局数を拡大する。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

（IP電話の導入拡大）

- ・ 平成21年度予算における削減効果 ▲125百万円
（内閣官房・内閣府、内閣法制局、警察庁、金融庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

（電話料金割引サービスの導入拡大）

- ・ 平成21年度予算における削減効果 ▲637百万円

（7）統計調査の合理化

時代に即応した内容の統計調査を効率的に実施し、その結果を利用しやすい形で国民に提供するため、次により国が行う統計調査の合理化を推進する。

1 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、業務の徹底的な合理化・効率化により、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。

2 ITの活用

調査票の配布・収集のオンライン化、既存ネットワークシステムの活用等、業務・システムの最適化による統計調査の効率的な実施及び情報通信技術を活用した結果提供の高度化を図る。

なお、業務・システムの最適化については、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、各府省において取り組む。

3 アウトソーシング

集計、データベースの作成・提供、実査等の統計事務のうち民間委託により対応可能な分野については、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成19年5月30日各府省統計主管課長等会議申合せ）及び「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18

年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、早急にアウトソーシングを進める。その際、公共サービス改革法に基づく官民競争入札や民間競争入札、会計法令に基づく包括的民間委託について積極的な導入を図る。秘密の保護の観点等から民間委託になじまない製表等の事務については、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。

4 その他

類似調査の一元化、調査客体数・調査回数・調査項目の削減等により、統計調査の効率的な実施を更に推進する。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

1 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

○ 調査自体の廃止や調査内容及び調査周期の見直し、類似調査の一元化等による合理化

・ 平成21年度予算における削減効果 ▲874百万円
（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

○ 統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理化・効率化により、平成17年度末定員の4,132人を今後5年間で1,904人純減することとし、平成18年度に230人、平成19年度に442人、平成20年度に447人、平成21年度に421人を合理化（農林水産省）

2 ITの活用

○ 各種調査等のオンライン化による報告者負担、集計業務の軽減、回線の変更等による合理化

・ 平成21年度予算における削減効果 ▲214百万円
（総務省、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省）

3 アウトソーシング

○ 調査票発送、集計等業務の外部委託による事務効率化

・ 平成21年度予算における削減効果 ▲361百万円
（公正取引委員会、総務省、財務省、農林水産省）

○ 企業活動基本調査等の15統計について市場化テストを実施（内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

(8) 国民との定期的な連絡等に関する効率化

国民との定期的な連絡を伴う業務等を行うに当たっては、利用者の利便性を常に念頭に置くとともに、業務の効率化を図るものとする。例えば、以下のような取組を行う。

- ・ これまで書面により行われていた手続（所得税、法人税及び消費税の申告、全税目の納税及び申請・届出等）をインターネット等でも行うことができる国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進により、納税者等の利便性の向上及び確定申告書の発送料金等の削減を図る。
- ・ 厚生労働省ホームページ社会保険庁コーナーで受け付けている年金見込額及び年金加入状況の照会において、年金見込額照会の対象年齢を平成18年3月から55歳以上の者から50歳以上の者に引き下げるとともに、本人への郵送による回答に加え、電子申請の仕組みを活用して本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を実施することにより、郵便費用の軽減や回答の迅速化を図る。
- ・ 年金受給者の確認（生存確認）について、現況届（はがき形式）の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。

また、これらの取組と併せて、以下の取組を進めることにより、郵便費用の更なる軽減を図る。

- ・ 信書以外の郵便物・荷物の発送について、メール便、宅配便等の活用を図る。このため、各省（本省）ごとにまとめて発送業務の入札を実施する。地方支分部局についても、年間の利用数量等を勘案し、本省に準じた取組を実施する。
- ・ 簡易書留で配達している郵便物の配達記録への変更、ゆうメールや大口発送による特別料金等の割引制度の活用などを進める。
- ・ 他府省や地方公共団体等への通知・通達を電子的に発送できる電子文書交換システムの利用促進を図る。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

（国民との定期的な連絡を伴う業務等の効率化）

- 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進（作成コーナーを含む）により確定申告書の発送料金等を削減した。（財務省）

- ・ 平成 21 年度予算における削減効果 ▲548 百万円
 - 集中電話催告システムの運用により催告書発送経費等を削減した。(財務省)
 - ・ 平成 21 年度予算における削減効果 ▲52 百万円
 - 平成18年10月から年金受給者の確認(生存確認)について、現況届(はがき形式)の提出による確認から、住基ネットによる確認等に変更した。(厚生労働省)
 - ・ 平成 21 年度予算における削減効果 ▲17 億円
 - 平成16年度から開始した下記の取組について、以下のとおり実施する。
 - ① 恩給受給者に対する恩給受給権調査(誕生日調査)について、平成18年度より最適化計画の実施により廃止。(総務省)
【再掲】
 - ・ 平成 21 年度予算における削減効果 ▲120 百万円
 - ② 国家公務員共済年金受給権者の再就職状況の確認について、年金保険者間での情報のやりとりによって行うことを可能にする。(財務省)
 - ・ 平成 21 年度予算における削減効果 ▲13 百万円
 - ③ 口座振替の度に発行していた国民年金保険料に係る領収済通知書について、平成16年度において年1回にまとめて発行、平成17年度において廃止(納付額証明書に、領収に関する通知事項を記載)。(厚生労働省)
 - ・ 平成 21 年度予算における削減効果 ▲5,275 百万円
- (信書以外の郵便物・荷物の発送業務の入札実施)
- ・ 平成 21 年度予算における削減効果 ▲558 百万円
(人事院、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

(9) 出張旅費の効率化

- ・ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。また、各府省は、最も経済的な経路の情報の収集が行えるよう、管理・チェックの体制を整えることとする。

航空機利用及び鉄道利用の出張において、割引航空券等の利用予定の書面による事前の確認、割引航空券等の利用がない場合の理由書の徴求を全ての部局で行う。

内国出張及び外国出張について、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、割引運賃及びパック商品を利用する。航空機利用の内国出張及び外国出張における、割引航空券及びパック商品の利用率を、それぞれ最低 70%以上とする。

各府省は、上記内容を周知徹底し、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。

- ・ 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。（例えば、最新の技術動向等を踏まえ、テレビミーティング等の代替手段を活用することにより出張旅費の削減を図る。）
- ・ 職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払及び受領代理人の口座への振込を見直す。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

- 割引航空運賃の利用による外国旅費の削減
 - ・ 平成 21 年度予算における削減効果 ▲1,197 百万円
- 割引運賃及びパック商品の利用等による内国旅費の削減
 - ・ 平成 21 年度予算における削減効果 ▲1,404 百万円
- テレビミーティングシステムの有効活用
 - ・ 平成 21 年度予算における削減効果 ▲337 百万円
(公正取引委員会、法務省)
- 被収容者の護送に係る旅費の効率的な執行
 - ・ 平成 21 年度予算における削減効果 ▲87 百万円
(法務省)

(10) 交際費等の効率化

- ・ 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認する。
- ・ 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

平成21年度においても、レクリエーション経費を原則廃止する。特殊な勤務環境下にある一部の自衛官等、真に必要な理由があり、レクリエーション経費を支出する場合には、国民の疑念を引き起こさないよう、その必要性について分かりやすく説明する。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

（交際費）

- ・ 平成21年度予算における削減効果 ▲55百万円

（11）国の印刷物等への広告掲載

国の印刷物等については、行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、引き続き広報印刷物を広告媒体として活用するとともに、平成21年度より府省名入り封筒、ホームページも広告媒体として活用することにより、歳入の確保に努めることとする。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

- ・ 広告料収入実績：6,280千円（平成17年度）
：6,478千円（平成18年度）
：2,931千円（平成19年度）
：1,519千円（平成20年度見込み）

（12）環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

1 エネルギー使用量の抑制

- ・ 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に温度の適正管理を徹底するとともに、政府全体として、夏季においてはクールビズを、冬季においてはウォームビズを励行する。
- ・ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）並びにこれに基づき各府省が温室効果ガスの排出削減等のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」及び「温室効果ガスの排出削減計画」に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」（環境省取りまとめ）等を踏まえて、蛍光灯の照明のインバーター化、OA機器及び照明のこまめなスイッチ

オフ等、照明・空調などに関連したハード面・ソフト面の対策を推進すること等により、エネルギー使用量の抑制を図る。

- ・ 「政府実行計画における庁舎E S C O促進のための簡易E S C O診断実施基準」（平成19年3月30日地球温暖化対策本部幹事会申合せ）に基づき、E S C O診断の実施を進める。
- ・ 「国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化について」（平成19年5月30日地球温暖化対策本部幹事会申合せ）に基づき、太陽光発電の導入、建物の緑化等の庁舎のグリーン化を進める。
- ・ 庁舎の使用電力購入等にも際しても公共調達効率化を図る。その際、省CO₂化の要素を考慮した方式について、平成19年11月に施行された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」を踏まえ、既に一部で導入している裾切り方式の一層の活用促進を図るとともに、総合評価落札方式の検討を進める。

2 資源の節約

- ・ 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図る。
- ・ 必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進する。
- ・ 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを極力図る。

《主要な取組実績》（平成20年12月現在）

（電気・ガス・上水道・下水道）

- ・ 平成21年度予算における削減効果 ▲5,361百万円

3. 今後の進め方

各府省は、内閣官房、総務省行政管理局および財務省主計局と協力して、毎年予算案決定後、各府省別行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。

なお、各府省は、連絡会議に、各府省の「行政効率化推進会議」の議論の結果や行政効率化推進計画の見直し等を報告し、連絡会議を通じて全省的な行政効率化に結びつける。